

当初策定	令和2年2月28日
第1回変更	令和2年3月25日
第2回変更	令和2年5月18日
第3回変更	令和2年5月29日
第4回変更	令和2年6月29日
第5回変更	令和3年3月 1日

会議・イベント等の開催についての方針

上山市の会議・イベント等の開催の判断基準を以下のとおり定める。

なお、国や山形県からの指示があった場合はこの限りでない。

- 1 市が主催（共催）の会議・イベント等について
政府の基本的対処方針及び山形県のイベント等の開催に関する基本方針を満たすものである場合に、開催できるものとする。
- 2 上記要件を満たす会議・イベント等については、以下の実施条件を講じて対応すること。
 - (1) 施設において使用に関する制限がある場合は、制限されている範囲内で施設を使用する。
- 3 市が後援する会議・イベント等について
この方針の遵守及び「業種別ガイドライン」等に基づき行動していただけるよう、依頼する。
- 4 関係団体が実施する会議・イベント等について
この方針及び「業種別ガイドライン」等に基づき行動していただけるよう周知する。